

議提第13号

食料の自給力向上と食の安全、安心の回復に向けた食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、食料の自給力向上と食の安全、安心の回復に向けた食品表示制度の抜本的改正を求める意見書を次のとおり提出する。

平成21年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	金子	真理子
賛成者	北本市議会議員	湯澤	清訓
賛成者	北本市議会議員	串田	英夫
賛成者	北本市議会議員	中山	敬弘
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝昭
賛成者	北本市議会議員	黒澤	健一
賛成者	北本市議会議員	阪井	栄見子
賛成者	北本市議会議員	伊藤	堅治

北本市議会議長 高橋節子様

食料の自給力向上と食の安全、安心の回復に向けた食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産を、自給力向上を求め、そして、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っています。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み替え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

なお、受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めています。

いまこそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 食の安全、安心に配慮した食料自給力の向上を図ること。
2. 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
3. すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
4. クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・厚生労働大臣・農林水産大臣・経済産業大臣